

一覽払債務の流通根拠

— 山口重克氏の銀行信用論の検討 —

宮澤和敏

問題の所在

資本主義の歴史において貨幣信用制度は多様な形態をとって変化してきた。とりわけ金本位制度と管理通貨制度は、貨幣信用制度の歴史を大きく二つに分ける相異なる制度の形態である。しかし、この二つの貨幣信用制度の関係を理論的にどう捉えたらよいかという問題については、なお解明されていない点がきわめて多いように思われる。とりわけ、二つの制度にはどのような機構的關係が共通に存在しているかという点については、十分な理論的分析がなされてこなかったのではないだろうか。そのため、基本的に金本位制度を前提として展開されている経済原論の信用論が、現代経済の貨幣信用現象の分析にどのような意味をもっているのかが見通しにくくなっているように思われるのである。

二つの制度に共通する機構的關係を明らかにするためには、二つの制度に共通にみられる現象に注目することが手掛かりを与えてくれるように思われる。実際、金本位制度と管理通貨制度とは共通にみられる不思議な現象がある。それは、銀行の一覽払債務が100%の支払準備金を伴わない状態で、あたかも現金であるかのごとく授受されてきたという現象である。金本位制度における銀行券や要求払預金、管理通貨制度における要求払預金は、随時の支払請求に応じなければならないという意味でいずれも銀行の一覽払債務とみることができるが、それらの一覽払債務自体が支払請求を受けずに貨幣としてしばしば授受されていたのである。もちろんそれぞれの一覽払債務は支払

うべき現金を異にしている。金本位制度における要求払預金の場合には差し当たり兌換銀行券が、兌換銀行券の場合には金貨幣が、管理通貨制度における要求払預金の場合には不換中央銀行券が、それぞれ随時の請求に対して支払うべき現金である。しかしいずれの場合にも、一覽払債務の額と同額の現金がいつでも銀行に準備されていたわけではない。このような現象が大きく異なる二つの貨幣信用制度においてともに生じていたということは、そこに制度のいかんにかかわらず共通に作用している論理が働いていたことを意味しているのではないだろうか。つまり、なぜ銀行の一覽払債務が100%の支払準備金を伴わない状態で授受されるのかという問題を考察することは、多形化する貨幣信用制度の基礎に存在している制度形成の一般的な動力を解明することにつながると考えられるのである。

そこで本稿では、銀行券や要求払預金に共通する一覽払債務という形式に焦点を当て、それが貨幣として授受される根拠を原理的に考察してみたい。以下、第一節と第二節では、この問題について興味深い考察を展開している山口重克氏の銀行信用論を検討する。まず第一節では、山口氏の信用論の基本的枠組みを最初に展開した論稿である「商業信用と銀行信用」（以下、山口[1961]と略記）を取り上げる。そこで山口氏は、銀行券の流通性の「実質的根拠」が、銀行の取得した債権の円滑な返済還流にあると論じているのであるが、銀行券が流通するかどうかと、銀行の取得した債権の返済還流の動向とは、必ずしも一義的な対応関係

にあるわけではないことを示したい。続く第二節では、銀行券の発行が可能になる基礎として預金の役割を重視している論稿「金融の原理的機構」(以下、山口[1971]と略記)を検討する。そこでは、取り付けの危険が考慮されていないため、一覧払債務の流通根拠が十分に論証されていないのではないかという疑問を提起する。最後に第三節では、山口氏の信用論の検討で未解決であった問題を手掛かりに一覧払債務の流通根拠について考察し、銀行が諸資本に与信を行なうさいに、銀行の一覧払債務を授受することを要求し、その要求が拘束力をもつがぎり銀行の一覧払債務が授受されるようになるということを明らかにしたい。

1. 銀行券の流通性と社会的再生産過程との関係 —山口[1961]の検討—

山口[1961]は、「手形や銀行券が貨幣にまがう流通力を持ちうるのはいかにしてであるかという問題を軸にしなが信用創造の具体的メカニズムを考察したもの」(山口[1984]iii頁)である。この論稿は、将来の貨幣還流の先取りという関係に焦点を当てて、商業信用から銀行信用に至る信用関係を一貫した論理で展開している点に優れた特質があるが、一覧払債務である銀行券がなぜ100%の支払準備金を伴わずに授受されるのかという本稿の問題は、山口[1961]においても一つの主要なテーマになっている。以下、このテーマについての論述を中心に山口[1961]を検討していこう。

山口氏は、銀行券の流通性の基礎に関して、まず次のような論点を提起する。すなわち、「銀行がB〔銀行の取得した手形の振出人 — 引用者〕にたいしてもつ債権はたとえば二カ月の期限のついた債権であり、これにたいして銀行券は一覧払の債務であるから、何らかの理由で銀行券にたいする支払請求、つまりいわゆる兌換請求が二カ月以内に行われるとすれば、銀行に一定の現金貨幣の遊休がないかぎりこれに応ずることができないであろう。したがって銀行券の方が手形よりもより流通性が高いとすれば、少くとも銀行に信頼を与える個々の資本家の立場からすればそのことは

さしあたりBにおける二カ月後の貨幣の還流なり、A、C〔Bの手形の裏書人 — 引用者〕における支払準備金の存在なりよりもより確実な貨幣の遊休ないし支払準備が、当該銀行に常に存在するという『信頼』を基礎にしていると考えなければならないであろう。」(山口[1961]146頁)と。

銀行の取得する債権が期限付きの債権であるのに対して銀行は一覧払債務を発行するのであるから、銀行は債権を回収する以前に債務の支払を要求されることはありうる。このような銀行の債権と債務の期限のアンバランスがどのように解決されるかが、一覧払債務の流通根拠を考えるときに最初に念頭に浮かぶ疑問だと思われる。山口氏は、この疑問をふまえつつ、差し当たりまず、銀行券の流通性は、銀行に支払準備が「常に」存在するという個々の資本家の「信頼」を基礎にしていると論じているわけである。山口氏のこの論じ方は、銀行券の流通根拠を個々の資本家の観点に即して明らかにしようとしている点で、興味深い方法を提示しているように思われる。というのは、銀行券が流通するという社会的な現象は、それを授受する個々の資本家の主観的な「信頼」に基づく行動を媒介にはじめて成立すると考えられるからである。

問題の所在を明らかにするために、「信頼」の内容を簡単に確かめておこう。まず、銀行券を受け取る個々の資本家は、銀行券発行残高と等しい額の支払準備が銀行に常に存在していることを「信頼」しているわけではないであろう。もちろんなかには、銀行券発行残高と等しい額の支払準備が常に銀行に存在していると考えて、銀行券を受け取る者もないわけではないと思われるが、そのような銀行券所有者は実際に銀行にそれだけの支払準備がないことを知れば、ただちに兌換請求を行ない、以後銀行券を受け取らないはずである。兌換準備率が100%でないという情報は、入手困難な情報ではないと考えられるから、その状態で銀行券を授受する資本家は、基本的には、その状態を知りながらも、自分が兌換請求をしたときに自分に対する支払準備金が常に銀行に存在す

るということを「信頼」する資本家であるとみることができる。銀行券発行残高には無準備部分が存在するにもかかわらず、基本的にはすべての銀行券所有者がそのような「信頼」をもっているという点に、銀行券流通の不思議さがあるといえるであろう。そこで、銀行券の流通根拠を明らかにするためには、一見不思議な「信頼」が維持されるのはなぜかという点が分析されねばならないと考えられるのである。

もっとも、山口氏はここで「信頼」の具体的な内容を論じてはいない。けれども、上に引用した部分は、債権の回収以前に債務の支払請求を受ける可能性があるという、一覽払債務に独自の問題との関連で銀行の支払準備金の意味を考察したものと理解することはできよう。したがって上の引用に続けて山口氏が、「もっともこれは、…商業手形がそうであるように銀行券も、それがいかに高度の流通性をもつていようと、形式的には私的な債務証書が貨幣の代用をするいわゆる信用貨幣であることをいったにすぎない」（山口[1961] 146-147頁）と述べているのは、期限付き債務である商業手形と一覽払債務である銀行券の差異を捨象してしまっている点で、一覽払債務に独自の問題を論じた前段の規定を生かしていないように思われる。山口氏は、結論的には、銀行券の流通性の実質的な根拠が「社会的再生産過程を特殊な仕方と連結している点」(同上)にあることを論証しようとするのであるが、そのさい、ここで指摘されたような一覽払債務に独自の問題をそれ自体としては、つまりその実質的な根拠との関連を捨象してもなお存在する問題としては必ずしも重視していない。その点に、銀行券の流通根拠についての山口[1961]の分析に対する主な疑問がある。以下、山口氏の論述を具体的に検討しながら疑問を提示していくことにしよう。

山口氏は節を改め、銀行券の流通根拠を立ち上げて考察していく。まず、山口氏は、「銀行券の流通性は返済準備にその形式的基礎をもつものでありながら、逆に流通性が確立していればいほど準備としての現金貨幣以上に銀行券を発行するこ

とが可能になるという一見奇妙な関係がある」（山口[1961] 152頁）と述べて、銀行券の流通根拠の分析に入る。そして、「どのような事態のさいに、何故に、いかなる形で兌換請求が行われると考えるべきか、またそのさい発行高を規制する技術的な準備率なりあるいは必ずしも完全な保証ではない兌換準備そのものなりは理論的に一体どういう意味をもっていると考えられるべきか、という問題になると、もはや銀行券を銀行の単なる私的負債としての面からみるだけでは何事も明らかになしえない。さきの一見奇妙な関係も銀行券の形式的な側面ないし銀行信用の技術的側面のみをみて、かかる銀行券の現金にまがう流通性を実質的に支えている社会的根拠にふれなくて論じていることからくるものである。かくて銀行券の流通性の実質的な根拠は社会的再生産過程の基礎上で明らかにされなければならないことになる」（山口[1961] 153頁）と述べる。たしかに、一覽払債務であるという形式自体が銀行券に流通性を与えているとすれば、銀行券の支払準備率が100%ではないという事実はその形式に反することになるから、その事実の説明がかえって困難になるであろう⁽¹⁾。では「銀行券の流通性の実質的な根拠」とは何か。

山口氏は、銀行券に独自の増減の機構に焦点を当てつつ、銀行券の流通性の実質的な根拠を考察していく。山口氏はまず、銀行券の三つの還流のうち、返済還流と預金還流の場合には銀行券が「貨幣」として還流してくるのに対して、「兌換請求による還流は、『信用貨幣の現実の金との同一性』…が疑わしくなってきたことの表現であり、銀行券の債務性の自己貫徹＝現金性の自己否定であって、銀行券がいわば絶対的に過剰になったことによるものである」（山口[1961] 154頁）と述べ、返済還流してくるかぎりではいずれも銀行券が過剰であるという捉え方があるとしても、返済還流および預金還流の場合と兌換還流の場合とでは過剰の意味がまったく異なっていると強調する。そして銀行券の「本来的な過剰発行」から銀行券の流通性が危殆に瀕することを次のように説明するのであ

る。すなわち、「銀行は、交易上の必要に応じていわば受動的に銀行券の発行高を増減するばあいも、単に預金の増減によってそれを行うのみならず、貸付の形態で発行高を増加し、返済の形態で発行高を収縮するという独自の機構を通すのである。したがって銀行券の発行を制限せざるをえないような本来的な過剰発行があるとすれば、それはこの本来的な発行形式である貸付そのものがいわば絶対的に過剰であることによるものと考えられる。貸付発行がいかに増大しても、他方で返済と預金による銀行券の還流が順調であれば、…銀行券は発行を制限しなければならないような過剰な状態にあるとはいえない。ところが返済が円滑を欠き、預金形成も相対的に減少してくることにすると、利子率を高めながらも銀行券発行高が増大することにもなる。…これこそはもはや本来的な過剰な発行であるといわなければならないまい。…かくて流通手段はその社会的必要量が増大していわば不足となりながら、銀行券はいわば絶対的に過剰となってその流通性が危殆に瀕することになる。」(山口[1961] 154-155頁)と。

以上の推論を三段階に分けて整理してみると、山口氏は、①兌換請求は銀行券が「絶対的に過剰」になったことによって生ずる、②銀行券に「本来的な過剰発行」は、銀行券の「本来的な発行形式」である貸付が「絶対的に過剰」であることによって生ずる、③したがって、返済や預金の形成が円滑で貸付が「絶対的に過剰」になっていなければ銀行券は発行を制限しなくてもよいが、その円滑さが失われて貸付が「絶対的に過剰」になれば、銀行券も「絶対的に過剰」になり、銀行券の流通性は危殆に瀕することになる、といっているわけである。しかし、以上の推論には理解しえないところがある。まず、兌換請求は銀行券が「絶対的に過剰」になったことによって生ずる、という①の説明について考えてみよう。氏は「兌換請求による還流は、『信用貨幣の現実の金との同一性』…が疑わしくなってきたことの表現であり、…銀行券がいわば絶対的に過剰になったことによる」という。たしかに兌換請求は「信用貨幣の現実の金

との同一性」が疑わしくなったことによって生ずる。しかし、銀行券が「絶対的に過剰」になったことによって兌換請求が生ずるかどうかは、それが「絶対的に過剰」になったことによって、「信用貨幣の現実の金との同一性」が疑わしくなるかどうかによるであろう。①の主張が成り立つためには、「絶対的に過剰」になるということの具体的内容を規定して、その「過剰」が「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する銀行券所有者の疑念を引き起こすということ、そしてその「過剰」がなければ「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する銀行券所有者の疑念は生じないということ論証しなければならない。その論証がなければ、①の部分は、事実上、兌換請求があったときには銀行券が「過剰」であると「過剰」を定義しているにすぎないことになる。

では、②でそれが論証されているであろうか。銀行券の「本来的な発行様式」は貸付であるから、貸付がなされていても返済還流および預金還流が滞るときには、貸付が「絶対的に過剰」であるとはいえるであろう。したがって、そのとき銀行券が「本来的な過剰発行」の状態にあるといってもよい。しかしこの「本来的な過剰発行」の状態が、どのように「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念を引き起こすのか、そして「本来的な過剰発行」の状態でないときには、なぜ「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念が生じないかを論じていない以上、②における銀行券の「過剰」と、①における銀行券の「過剰」とは、別の事態を意味していることになろう。いってみれば、①では一覽払債務の貨幣性が否定されるという観点から「過剰」が捉えられているのに対して、②では一覽払債務である銀行券にも期限付きの銀行手形にも共通する、貸付－返済という銀行信用の形式を重視して「過剰」が捉えられているわけである。以上の検討をふまえると、銀行券の貨幣性が維持されるかどうかは、貸付に対する返済還流および預金還流が円滑かどうかによるという③の結論は、理論展開のこの段階では論証されていないことになるのではないだろうか。

ただし、山口氏はさらに景気循環の諸局面を論じながら、返済還流の順不順と銀行券の流通性との関連について立ち入った考察を展開している。とりわけ恐慌期の論述では、「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念がどのように生ずるかについての説明が展開されているといつてよい。したがってその論述は、上記の③の結論の論証を補完するものと理解することができる。そこで続いて山口氏の恐慌期の論述をみてみよう。

山口氏は、「資金形成の激減と共に返済還流が全面的に停滞」（山口[1961] 173頁）するという事態が進行するにつれて、危険を察知した銀行が貸付の量的・質的制限を行ない信用そのものが停止されることになると恐慌が生じ、「銀行は、ここにおいてその私的資本としての性格をあらわにし、銀行が危険を嗅ぎはじめた事態が同時に逆に銀行の破局にたいする不安を生ぜしめて、銀行の預金は引き出され、銀行はその私的金債務としての銀行券の兌換を請求されて破産せざるをえないことになる」（山口[1961]174 頁）という。また、かりに銀行が銀行券の発行高の制限を行なわなかったとしても、「還流の現実性が全く欠如しているときに、還流をこえる、あるいは還流を無視した銀行券を発行すれば、一方では銀行の利潤が激減してむしろ損失が増大し、他方では銀行券と金が乖離してその『同一性』が疑わしくなり、いずれにしろ銀行は銀行券の兌換請求に直面せざるをえなくなるであろう。…銀行券の絶対的過剰というもの、したがって、発行高そのものの問題ではない。銀行の貸付＝発行がすでに社会的資金形成を媒介しえない事態をいうのである」（山口[1961] 175頁）と論ずるのである。

要するに山口氏は、貸付の「絶対的過剰」が「銀行の破局にたいする不安」なり「銀行券と金[の]乖離」なりを媒介にして、兌換請求を発生させると捉えているわけである。たしかに、「返済還流が全面的に停滞」すれば「銀行の利潤が激減してむしろ損失が増大し」、「銀行の破局にたいする不安」は生ぜざるをえない。そして「銀行の破局にたいする不安」が生ずれば、「信用貨幣の

現実の金との同一性」に対する疑念が必然的に生ずることになる。また、「銀行券と金が乖離」するとはどういうことか必ずしも明瞭ではないが、銀行券の金に対する減価が、部分的・一時的ではなく全面的・恒常的に生ずるという意味であるとすれば、そのときにも必然的に「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念が生ずる。もっともそのときには、「銀行の破局にたいする不安」も同時に生じていると考えられるが、いずれにしても、銀行券の所有者は当然先を争って兌換請求を行なうにちがいない。そうしてみると、貸付の「絶対的過剰」→「銀行の破局にたいする不安」（あるいは「銀行券と金[の]乖離」）→兌換請求、という因果関係は成立するわけである。先に述べたように、銀行券の貨幣性が維持されるかどうかは、貸付に対する返済（と預金）還流が円滑かどうかによるという③の論証は、恐慌期の説明によって補完されているといえよう。けれどもそれがここで完全に論証されたわけではない。貸付の「絶対的過剰」がなければ兌換請求が発生しないという点の論証が残っている。おそらく好況期の説明によってその論証が与えられるのではないかと推測されるのであるが、好況期の説明は必ずしもそうならないように思われる。

山口氏は、社会的再生産過程が拡大しつつある好況期、とりわけ「預金高が絶対的には増大しながら相対的に減少して、発行高が先行的に増大する」（山口[1961] 169頁）好況のいわば後半を論じながら、「発券銀行はその発行高をどの点で『自由に増加するわけにはゆかない』のであろうか」と問い、「銀行券の発行高の増大は、…それが貸付需要の増大に応じたものであり、円滑に回収＝返済還流を繰り返しているかぎり、他方で預金還流の増大率が減少していても、必ずしも発行過剰ということにはならない。それはいわば二重の意味で『交易上の必要』に順応して増大しているのであり、そのかぎり『自由に』増加しうる。すなわち、返済還流が順調で、社会的再生産過程が円滑に進行しているかぎり、銀行券の発行高には何ら形式的な限界はなく、それは、発券銀行の

『意志から独立しているのと同様に、この銀行券の兌換性を保証する同銀行地下内室内の金準備高からも独立している』…といてよい』（山口[1961] 169-170頁）と答えている。

しかし、なぜ「返済還流が順調で、社会的再生産過程が円滑に進行しているかぎり、銀行券の発行高には何ら形式的な限界はな[い]」のであろうか。この主張が成り立つためには、返済還流が順調で社会的再生産が円滑に進行しているかぎり、銀行券所有者の間に「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念が生じないということがいえなければならない。けれども山口氏はここで、その疑念が生じないことを論証せずに想定しているにとどまるように思われる。

もっとも、「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念が、通常は生じずに、返済還流の停滞によって「銀行の破局にたいする不安」が生じたときにはじめて生ずると想定することが、現実との対応において一般性があるのであれば、山口氏の論じ方に大きな問題はないのかもしれない。しかし、支払準備率が100%ではないかぎり、この想定に一般性があるとはいいがたいのではないだろうか。銀行券を受け取る経済主体は、「信用貨幣の現実の金との同一性」が確保されるかどうかについて、基本的にはむしろ常に不安を抱く可能性があると考えられるのである。もちろん、支払準備率が100%ではなくても、多くの銀行券所有者が一度に兌換請求を行わなければ「信用貨幣の現実の金との同一性」は確保されうる。しかし、自分以外の銀行券所有者がどのようなときに「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念を抱いて兌換請求を行なうかは、個々の銀行券所有者にとってはきわめて予測しにくい。そして、何らかの要因によって一部の銀行券所有者が疑念を抱いて兌換請求を行えば、その行動が他の銀行券所有者の疑念を増幅させる可能性があるものであり、その過程で銀行券所有者の疑念が相互に累積的に拡大し、兌換請求の殺到が生じて銀行が倒産する可能性があることは、たとえ返済還流が円滑であっても、否定しえないのではないだろうか。

「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑念は、返済還流の停滞によって「銀行の破局にたいする不安」が生じたときにはじめて生ずるだけでなく、多様な原因によって生じ、その疑念自体が銀行の破局をもたらすことがありうるわけである。

ただし山口氏自身も、兌換請求が必ずしも返済還流の停滞によってのみ生ずるわけではないことを指摘している。すなわち氏は、「兌換請求に様々のより具体的な原因が考えられることに対応」（山口[1961] 155頁）して、「過剰貸付発行」にも様々な場合があると述べているのである。しかし、様々な「過剰貸付発行」によって兌換請求が発生するということは、銀行券の流通性の根拠が、山口氏のいう「実質的根拠」と必ずしも重なり合わないことを示しているのではないか。それらが重なり合わないのは、銀行券が一覧払債務という形式をとっていることに原因するのであるから、そのズレは一覧払債務の流通根拠を明らかにするときには捨象しえないように思われるが、山口氏はむしろ逆に、様々な「過剰貸付発行」は原理的に論ずるべきではないという方向に議論を進めていくのである。

まず山口氏は、「個別的な錯誤貸付」や「部分的な過剰貸付」の場合には、個別銀行の倒産という事態になることがあるかもしれないが、「社会的に資金形成が円滑であれば、銀行券の流通性一般を問題とするかぎり、銀行券は全面的に過剰なものとしてはあらわれない」（山口[1961] 156頁）という。そして、銀行信用論の展開方法を次のように論ずるのである。すなわち、「元来銀行信用論において、産業資本と貸付資本の関係一般を問題にするばあい、個別的な産業資本相互の具体的な競争関係に立ち入らないで、個々の産業資本を社会的総資本の可除部分として論ずるかぎり、個々の銀行もそれぞれが個別的な私的諸銀行としてありながら総体としての近代的貸付資本の一分肢をなすものとして処理しうるし、またせざるをえないのであって、原理的には、とくに銀行信用を社会的再生産過程の基礎上で諸産業資本の円形

化を実現するものとして問題にするばあいには、個別的諸銀行相互の競争関係は捨象して考えなければならない。したがってこのように部分的な過剰貸付に原因し、銀行券そのものの流通性はいちおう確立して社会的には疑わしい状態になっていないのに生ずる兌換請求は、理論的にはより特殊な段階の問題として処理されねばならないだろう。これにたいして全面的な過剰に原因する兌換請求は、社会全体の銀行券の流通性を根柢から震撼せしめるのである。」(山口[1961] 156頁)と。

要するにここでは、「産業資本と貸付資本の関係一般を問題にするばあい」には、個々の銀行は「総体としての近代的貸付資本の一分肢」として処理すべきであるという銀行信用論の方法をふまえて、原理的に論ずべき「過剰貸付発行」が説明されているわけである。しかし、そのような銀行信用論の方法によって、原理的に論ずべき「過剰貸付発行」が特定できるのであろうか。たとえ「部分的な過剰貸付」であったとしても、それを原因として、銀行券所有者の多くが兌換請求に殺到するという不安が銀行券所有者の間に広がれば、兌換請求が銀行券所有者全体に波及することになる。「総体としての近代的貸付資本」といっても支払準備率が100%ではない以上、兌換請求が殺到すれば支払不能に陥り、銀行券の流通性は根柢から震撼することになるであろう。山口氏は、「部分的な過剰貸付」に原因する兌換請求が、「銀行券そのものの流通性」に対する社会的な疑念を生じさせるという可能性を念頭に置いていないようにみえる。しかし、「部分的な過剰貸付」であるにもかかわらず、社会的な疑念を引き起こす可能性があるという点に、支払準備率が100%ではない一覽払債務に独自の危険性があるのではなかろうか。

そうとすれば、銀行信用論から様々な「過剰貸付発行」の可能性をあらかじめ排除しておく理由はないであろう。問題は、その可能性を考慮することに原理的な意味があるかどうかという点にある。山口氏が様々な「過剰貸付発行」を捨象したのは、結局、それを捨象した上でなおかつ銀行券

の流通を困難にさせる要因を考察することによって、銀行券の流通性をもっとも根本的に支えている「実質的根拠」を明らかにしようとしているからだと解釈される。たしかに、このような「実質的根拠」の解明が重要であることは否定しえない。しかしそうであるとしても、「すべてふくめた形で兌換の意義をきわめて一般的に考察しようとするならば、結局銀行券を単なる私的な金債務証券としてのみとらえて、その兌換を…きわめて形式的、一般的に理解することにならざるをえない」(山口[1961] 156頁)とはいえないように思われる。

兌換請求の殺到は、多様な原因によって発生しうが、多様な原因それ自体に重要性があるわけではない。興味深いのは、いずれの原因においても、その原因が銀行券所有者の「信用貨幣の現実の金との同一性」に対する疑いを引き起こすことを媒介にして、兌換請求を発生させるという点である。つまり、ある時点まで疑いを抱かなかつた銀行券所有者が、何らかの要因によってある時点以降疑いを抱くようになるために、兌換請求の殺到が生ずるのである。このように、ある時点の前後で銀行券所有者の銀行券に対する「信頼」が反転する理由を明らかにする点に、一覽払債務の発行を論ずる場合に独自の問題があるように思われる。この点が明らかになれば、多様な要因が兌換請求に結果する場合とそうでない場合の違いを理論的に分析することが可能になるであろう。山口氏が重視する銀行券の「本来的な過剰発行」が兌換請求の殺到を引き起こす理由も、それによって十分に解明されるように思われるのである。

そこで改めて、銀行券の一覽払債務という形式自体を検討することが必要になる。自分が兌換請求をしたときに自分に対する支払準備金が銀行に「常に」存在しているとすべての銀行券所有者が「信頼」しうるのはなぜか。この問題に答えるためには、銀行券所有者と銀行との取引関係をより立ち入って明らかにしなければならないであろう。これまで検討してきた山口[1961]に対して、山口[1971]は、預金についての考察を立ち入って展開

し、それを通じて銀行券の発行が可能になる根拠を明らかにしようとしている。すなわち山口[1971]は、銀行手形から銀行券への移行を媒介する契機として預金を介在させている点に興味深い特徴があるといつてよい⁽²⁾。節を改め、預金と銀行券との関連についての山口[1971]の論述を検討することにしたい。

2. 預金の滞留の意味 —山口[1971]の検討—

山口[1971]は、銀行信用の構造について、「銀行の支払準備金」、「出納預金」、「利子付き預金」、「銀行券」の順序で項目を立てて論じている。以下、山口[1971]の展開にそって検討を進めていこう。「銀行の支払準備金」の項目では、まず、銀行の「支払約束」に対する信用の基礎は、「直接的には、銀行資本としての支払準備金にある」(山口[1971]19頁)が、「根本的には、それは銀行資本の円滑な増殖運動にある」(同上)こと、つまり、「銀行の保有する債権の一定の利潤をもたらす円滑な返済還流が銀行に与えられる信用の根拠をなしている」(同上)ことが確認される。このような捉え方は、山口[1961]以来、山口氏に基本的に一貫する捉え方であるといえよう。さて、続いて山口氏は、銀行の保有債権に多かれ少なかれ不渡りが不可避免的に生ぜざるをえず、銀行が保有債権の貨幣形態での還流をこえる支払請求を受けることがありうるということを指摘し、それに応ずるために銀行が支払準備金として資本の一部を前貸ししていなければならないという。そして、「この支払準備金の銀行の手形債務にたいする比率は、保有債権の不渡り率が小さければそれだけ小さくてすみ、また銀行の手形債務が個々の資本の間で転々譲渡されて流通界に滞留していればそれだけ小さくてすみ」(同上)と論ずるのである。

みられるようにここでは、支払準備率を規定する要因として、銀行保有債権の不渡り率とともに銀行債務の滞留率が挙げられている。しかし、ここで銀行債務の滞留率が言及されている理由はわかりにくい。銀行債務が一定の期限をもつ銀行手形であれば、支払の期日はあらかじめ定まってい

るから債務の滞留率は問題にならない⁽³⁾。したがってここで銀行債務の滞留率が言及されているのは、債務の滞留期間が変動しうる一覧払債務を念頭に置いてのことと考えられる。そう理解してよいとすれば、一覧払債務である銀行券を理論的に導出する前に一覧払債務についてのこのような論述があるのは、やや奇妙に思われる。一覧払債務がなぜ授受されて流通界に滞留するのかという点がここではまだ明らかにされていないと考えられるからである。したがって、銀行の支払準備率の規定要因についてのこの説明は、一覧払債務が授受されるということが、のちの展開で論証されることを前提としたうえでのものと理解しておくべきであろう。

支払準備金を以上のように説明した山口氏は、「この支払準備金は、個々の資本の遊休貨幣資本が、銀行の信用を基礎にして、預金として銀行に集中されることになると、預金の滞留分を支払準備金に転用しうることによってさらに節約されることになり、銀行資本の与信活動が拡大、強化されることになる。」(同上)といつて「出納預金」の項目に移る。そこで山口氏はまず、「銀行が個々の資本の貨幣の保管業務を集中して代行するだけでも、銀行の金庫には、個々の資本の貨幣資本の遊休が集積されることによって、たえずある量の貨幣が滞留するようになるが、出納、送金などの代行を行なうようになると、その銀行に貨幣取扱業務を委託している諸資本間の貨幣の受け渡しは、小切手(あるいは振替証書)による預金の移転指図と帳簿上の付け替えを行なうだけの預金の銀行内振替えによって行なわれうることになり、このいわゆる預金貨幣(ないし帳簿貨幣)による資本流通の展開によって、銀行の金庫における貨幣滞留はいつそう増大すると同時にその確定化が進むことになる。」(山口[1971] 19-20頁)と、銀行への貨幣取扱業務の委託に伴う預金貨幣の展開を説明する。そして、「貨幣保管の集中と振替決済の展開にともなって増大し確定化が進む出納預金の滞留率を基準にして、銀行はその支払約束による与信を拡大しうることになり、こうして出納預

金は銀行信用の一つの基礎に転化する。その滞留率が与信量決定の基準になりうるのは、銀行がその手形債務の支払請求にたいしてこの滞留貨幣を流用して支払金にあてうるからである」(山口[1971]20頁)というのである。

以上の山口氏の説明に対しては、「預金の滞留分を支払準備金に転用」するということがはたして可能か、という疑問があるが、この問題を考える前に、いくつかの点を確かめておこう。まず山口氏が、「銀行の信用」を貨幣の預託が成立することの基礎と捉えているのは、貨幣を他の資本に預けることに伴う危険、すなわち、預けた貨幣自体が回収しえなくなるという危険を重視しているからだと思われる。たしかに、それまで何の業務も営んでいない経済主体に対して貨幣を預けた場合、その主体が貨幣を持ち逃げする可能性がある。それに対して、一定の固定資本を投下して信用代位業務を行い、高い利潤を確保している銀行であれば、持ち逃げによる利益よりも、今後も同様の活動を継続的に行う利益の方が大きいから、他の資本からみて貨幣の預託を行なうことに困難は比較的少ないであろう。そのような銀行が貨幣取扱業務を安く引き受けてくれれば、個々の資本にとって費用の節約になる。もっとも、固定資本を投下して高い利潤を維持している資本であれば、銀行でなくても、貨幣の預託を受けるための必要条件を満たしていると考えられる。しかし、銀行が信用代位業務と貨幣取扱業務という二つの異質な業務を兼業することには、独自の利益がある。すなわち、銀行は「個々の資本の出納預金の取扱いを行なうことによって、それぞれの再生産過程の状況をつかむことができ、信用調査などに要する諸費用を節約しうることもなる」(山口[1971]20頁)のであり、この利益から銀行は、諸資本の貨幣取扱業務の委託を積極的に受けようとするといつてよい(cf. 渡辺[1992]227頁)。

では、出納預金はどのような性質の預金であろうか。預金の移転指図によって支払を受ける資本は、その預金があつても貨幣に転換可能でなければ受け取らないであろう。そうしてみると、出納

預金は貨幣取扱業務の性格上、必然的に銀行の一覧払債務の形式をとるはずである。ただし、一覧払債務といっても、銀行が預金の滞留分を転用する前の段階では、銀行に委託された貨幣は銀行の金庫内に常に存在しており、一覧払債務は100%の支払準備の裏付けをもっている。そして個々の資本は、100%の支払準備に支えられている銀行の一覧払債務として、出納預金を授受しているのである。

以上のことを前提として、銀行が「滞留貨幣」を転用しうるかどうかを考えてみよう。預金が滞留しているのであるから、それは他に転用しうるようにみえる。けれども、たとえば銀行が取得した債権に不渡りが生じ、銀行手形に対する支払準備金が不足したときに、銀行が出納預金の「滞留貨幣」を銀行手形の支払に転用したとすれば、出納預金の支払準備率が一時的にはあれ100%を切る。このことは、個々の資本にとっての出納預金の意味を大きく変えることによって、事態を変化させないであろうか。もともと、個々の資本は、支払準備率が100%であると考えて出納預金を授受していた。個々の資本がそれを授受するかぎりにおいて、銀行に出納預金が滞留することになったわけである。逆にいえば、個々の資本が出納預金を授受せずにそれを引き出してしまえば、銀行に出納預金が滞留することはない。そして、預金の滞留を転用するということは、滞留の前提条件をなしている個々の資本の行動自体を変化させる可能性を含んでいる。つまり問題はやはり、個々の資本が、支払準備率が100%ではない出納預金を支払準備率が100%のときと同様に受け取るかどうかである。ここには、われわれが前節で検討した銀行券の流通根拠の問題、すなわち一覧払債務が100%の支払準備の裏付けをもたずになぜ授受されるのかという問題と同様の問題が生じている。山口氏は、出納預金を一覧払債務として論じているわけではないが、随時に請求可能な銀行の債務という点では、出納預金と銀行券は同じ性質をもっている。そうとすれば、銀行が支払準備率の100%ではない一覧払債務を発行しうるかどうか

かという問題は、基本的にはここで論じられなければならないのではないだろうか。

支払準備率が100%ではないということは、預金者の行動によっては、取り付けが発生する危険性があるということの意味する。取り付けが発生すれば、個々の資本は預金を回収しえない可能性がある。その可能性が残る以上、通常の資本は、たとえ貨幣取扱費用の節約を断念しても、貨幣の預託を避けるのではないだろうか。もっとも、取り付けの発生する確率はきわめて低いと判断しつつ、貨幣取扱費用節約の利益を重視して出納預金を授受するという資本も存在するかもしれない。そのような資本の間では支払準備率が100%ではない出納預金も授受されるようにみえる。

けれどもここで問題になるのは、そのような資本に対して、銀行が支払準備率の100%でない出納預金を設けるかどうかという点である。この問いに答えるためには、取り付けによって銀行がどのような被害を被るかを明らかにしなければならない。一般に、銀行は一覧払債務を発行している以上、請求があればあらゆる手段をつくしてそれに応じなければならないであろう。それができなければ銀行は倒産してしまう。銀行は、所有している債権を転売するなどして支払請求に対応しようとするであろうが⁴⁾、取り付けは急激に進行するから、一度取り付けが発生してしまえば、銀行は基本的には対応できず、倒産する可能性が高い。つまり銀行にとって取り付けは、銀行経営上の大きな損失という意味を越えて、銀行経営そのものを崩壊させる事態なのである。したがって銀行は、取り付けの危険性が少なからずあるかぎり、100%の支払準備の裏付けのない一覧払債務の発行に踏み切ることが基本的にはないと考えられる。

では、貨幣取扱費用の節約を動機として銀行に出納預金を設けている資本は、取り付けに対してどのような行動をとるであろうか。彼らが支払準備率の100%ではない出納預金を授受する主要な理由は、取り付けの発生する確率がきわめて低いとみなしていることにある。したがって、彼らが、取り付けの発生の確率は高くなるという不安を何

らかの事情によって抱けば、彼らは出納預金を回収するために貨幣取扱費用節約の利益を諦めてできるだけ早く預金を引き出すであろう。不安は多様な要因によって無規律的に生じうる以上、このような諸資本の間では、取り付けの可能性は必ずしも少なくない確率で、残らざるをえないのである。

以上のように考えてくると、銀行が理論展開のこの段階で、支払準備率が100%を切る一覧払債務を発行することは基本的にはないことが理解されるであろう。つまり、理論的にみれば、銀行は出納預金の滞留を銀行手形の支払準備として転用することはないと考えられる。出納預金の滞留を支払準備金として転用するという山口氏の説明は、そこに必然的に生ずる取り付けの危険性を考慮していないという点で、疑問が残るのである。

なお、山口氏はさらに、「出納預金の集中と振替決済の展開」に伴うもう一つの結果として、銀行は「その与信を預金設定によって行ないることになり、こうして預金形式の銀行債務の創出が、銀行手形とならぶ銀行による与信の一つの手段に転化する」(山口[1971]20-21頁)と述べている。預金設定によって創出された出納預金の支払準備率についての説明はないが、たとえば銀行は受信を求める者の商業手形を割引くことと引換えに彼の預金を創出するのであるから、その預金の支払準備率は100%ではあるまい。とすれば、やはり取り付けの危険が生ずるのであるが、預金設定の場合には、出納預金の転用の場合とは異なって、預金設定を受けた資本にとって受信の利益が生ずることに注意しなければならない。このことは、一覧払債務の流通根拠を考えるうえできわめて重要だと思われるが、山口氏が論及しているわけではないので、次節で改めて考察することにした。

では、さらに山口氏の銀行券の導出の仕方を追ったいこう。氏は次のように利子付き預金を媒介に銀行券を導出している。すなわち、「預金の滞留を転用して与信量を拡大しようということであれば、銀行資本にとっては、より広汎な諸資本から遊休貨幣を積極的に集中し、その確定的な滞留を

確保することが、その重要な活動対象の一つとなる。そして、銀行は、このような他人の貨幣の一定期間の特殊な利用にたいして一定の代価を支払うことにもなる。……銀行が広汎な与信活動を展開すると同時に広汎な諸資本から預金を集中するということは、再生産にたずさわる諸資本の回転運動にもなって還流し滞留する貨幣資本が銀行にたいする返済なり預金なりをとおして銀行の手もとに大量に集積されるということであり、このようにして個々の資本の個別的諸事情を平準化された貨幣資本の滞積をその信用の基礎としていることによって、銀行は、与信のさいに振出す銀行手形の形式を、単位金額ないし整数金額を表示する一覽払いのものにすることが可能となる。」(山口[1971]21-22頁)と。

まず、利子付き預金の導入の仕方について検討しよう。山口氏は、出納預金の滞留の転用によって銀行与信が拡大するという関係をふまえて、銀行が利子付き預金を広汎な諸資本から集中するようになるというが、先にみたように、出納預金の滞留を転用しようという点は前項では論証されていないように思われる。けれども、転用という事態があらかじめ生じていなくても、銀行には利子付き預金を集める動機があるのではないか。一定期間の貨幣の借入であれば、その貨幣を一定期間は自由に使うことができるであろう。銀行は信用代位業務において、調査費などさまざまな費用を投下しているのであるから、借入金をその業務に利用することも可能である。したがって、低い利子で借入可能であれば、銀行は一定期間の貨幣の借入を積極的に行なうと考えられる。

もっとも、山口氏が出納預金のあとに利子付き預金を説いているのは、一覽払である出納預金の方が、利子付きの定期預金よりも預金者からみて危険性が少ないということを重視しているからだとして理解される。たしかに、預金の転用がなければ、つまり出納預金の支払準備率が100%であれば、出納預金の方が定期預金よりも預金者からみて危険性は少ない。そのかぎりでは出納預金の方が利子付きの定期預金の先に説かれるのは、理論の展開の仕

方として自然である。とはいえ、預金者からみて、支払準備率が100%以下の出納預金と、利子付きの定期預金とでどちらの危険性が高いかは一概には決められない。なぜなら、支払準備率が100%を切る出納預金の危険性は、その所有者の行動のあり方によって大きく左右されるからである。ただし、これまで論じてきたように、銀行は取り付けの危険を避けることができるということについてのある程度確実な見通しがなければ支払準備率が100%以下の一覽払債務の発行に踏み切らないはずである。そこで銀行が利子付き預金を集めることによってそのような見通しを得ることができるといえるかが問題になってこよう。

先にみたように山口氏は、広汎な諸資本からの預金や返済が銀行に「大量に」集積され、個別的諸事情を「平準化」された貨幣資本の滞積を信用の基礎としていることによって、銀行は銀行券の発行が可能になるという。銀行券には、単位金額表示という特徴と、一覽払という特徴が与えられているが、銀行手形の形式を単位金額表示のものにすること自体は、たとえば、個々の商業手形を銀行手形で割り引くときに、商業手形と同じ期限の、単位金額表示の何枚かの銀行手形で割り引けばよいのであるから、貨幣資本の滞積の平準化がなくても可能であるように思われる。山口氏がここで論じているのは、銀行手形を一覽払という形式にしうる根拠であると理解してよいだろう。

さて、商業手形が大量に銀行に集積されれば、銀行は個々の商業手形を割り引くとき、集積した商業手形の平均的な期限の銀行手形で割り引くことが可能になるであろう。しかし、商業手形を集積しても、それだけでは諸資本が銀行の一覽払債務を受け取ったときにどのように行動するかは明らかにならないと考えられるから、それによって銀行手形の期限をゼロにすることが可能になるわけではないように思われる。また、商業手形の集積に預金の集積が加わって貨幣資本の滞積が平準化しても、諸資本の行動が予測しにくいという事態に変化はないのではなからうか。たしかに、銀行券が授受されている状況においては、銀行は銀

行券の平均的な滞留期間を予測しつつ、支払準備金の動向に応じて銀行券の発行高を調節すると考えられるから、支払準備となる貨幣資本の滞積が平準化していれば、銀行にとって銀行券の発行高の調節が容易になり、また銀行券を授受する資本からみても銀行券発行高の調節が首尾よく行なわれていることを信頼しやすくなるということではある。しかし、銀行券を支払準備金以上に発行してもそれを授受する資本が存在し、取り付けが発生しにくいという見通しを、銀行がどのように得るのかは、理論的にはまだ明らかになっていないのではないかと。そして、この点が明らかにならないかぎり、銀行が銀行券の滞留期間をどのように予測するかも明らかにならないであろう。結局、「出納預金」の項の論述と同様に、「銀行券」の項の論述についても、取り付けの危険が考慮されていないという点が、疑問に思われるのである。そこで以下では、取り付けの危険を重視した場合、銀行の一覧払債務の流通根拠をどう捉えたらよいかという問題を、節を改めて考察することにした。

3. 一覧払債務の流通根拠

前節の検討をふまえて改めて確認しておきたいことは、多くの資本が銀行の一覧払債務を授受することによってはじめて生ずるような、いわば結果的な利益は、多くの資本の行動が予測しにくいという状況においては、支払準備率が100%以下の一覧払債務（以下、一覧払債務というときには、支払準備率が100%以下の場合を想定する）を銀行が発行することの根拠にはなりえないということである。たとえば貨幣取扱費用の節約は、そのような結果的な利益の一例といえよう。従来、貨幣取扱費用の節約による利益は、個々の資本が銀行の一覧払債務を授受するときの動機として多かれ少なかれ重視されてきたのではなかろうか。その利益の程度は、取引のあり方等、多様な状況によって変化しうるのであるが、その利益が大きければ大きいほど、それぞれの資本は他の資本が銀行の一覧払債務を授受することをより強く望むに

ちがない。しかしその場合でも、銀行の一覧払債務をもつ資本の多くが支払請求を行なう可能性が高いのであれば、銀行がそれによって倒産する可能性が出てくるのであるから、貨幣取扱費用の節約のような結果的な利益に見切りをつけて支払請求をできるだけ早く行なうことが、それぞれの資本にとっての利益になる。このように、互いの行動が予測しにくく、多様な要因によって影響されうる不安によって支払請求が発生してしまうような状況にあっては、銀行が一覧払債務の発行に踏み切る可能性は低いのである。そうしてみると一覧払債務の流通根拠は、他の資本の行動とは差し当たり独立に、それぞれの資本が一覧払債務を受け取ること自体に利益を見出すということに求められなければならないといえるであろう⁽⁵⁾。

さて前節で述べたように、諸資本が銀行の一覧払債務によって受信できるのであれば、諸資本にとって受信の利益が生ずる。この利益は、一覧払債務を受け取ること自体の利益につながらないであろうか。ただし、ここで生じている諸資本にとっての利益は、正確にいえば受信の利益であって、一覧払債務を受け取ること自体の利益ではない。たとえば、銀行の一覧払債務によって受信した資本は、受信後ただちに一覧払債務の支払請求を行なうこともありうるわけである。とはいえここで興味深いのは、銀行の行動によっては、それぞれの資本にとっても、一覧払債務を受け取ることと受信の利益とが結びついてくることである。

取り付けをあらゆる手段を使って回避したい銀行としては、諸資本が一覧払債務の支払請求を行なう機会をできるかぎり少なくするよう行動するはずである。先に取り上げたような、一覧払債務による信用を銀行から受けると同時に支払請求を行なう資本に対して、銀行が一覧払債務による与信を継続的に行なうとは考えにくい。銀行は特定の資本に一覧払債務によって継続的に信用を与えることと引換えに、支払請求をせずに銀行の一覧払債務を授受するということを、その資本に要求すると想定するのが自然ではないだろうか。つまり銀行は、ある時点まで支払請求を抑制した資本

に対してのみ、一覧払債務による与信を行なうと考えられるのである。

とはいえ、ある銀行の一覧払債務の支払請求を抑制している諸資本であっても、その一覧払債務の流通圏外の相手と取引する場合には、一覧払債務の支払請求が必要になる。ただしその場合支払請求を求めているのは、流通圏外の相手である。その相手を特定することは、その資本にとっても、また銀行にとっても可能であろう。銀行はその場合にのみ一覧払債務の支払請求を認め、それ以外の場合に諸資本が積極的に支払請求を行なうことをできるかぎり抑制するように要求するのではないか。そして、支払準備率が100%以下になっても、諸資本に対するこの要求が確実に満たされるという見通しがあるとすれば、銀行は一覧払債務の発行に踏み切るといってよい。

ふりかえてみると、一覧払債務の流通根拠を説くときの主要な問題は、取り付けの発生に対する諸資本の不安を抑える仕組みが、どのように形成されるかという点にあるように思われる。かりに、支払請求を抑制するという拘束力のある合意が諸資本の間で形成されたとすれば、不安が抑えられて取り付けは発生しにくくなる。しかし、困難は、諸資本の商品経済的な行動の中からその合意にあたるものがどのようにして形成されるかという点にある。それは結局、商品経済的な利害関係にもとづいたこのような銀行の要求を媒介にして形成されるほかないと考えられるのである。

では、銀行は、受信を求める資本に対して一覧払債務の授受を強制することができるのであろうか。この問題に答えるためには、銀行と諸資本との信用取引において、両者の力関係がどうなっているかを明らかにしなければならない。一般的に言えば、信用取引は、不特定多数の売手と買手が頻繁に相手を替えながら取引を展開する通常の市場取引とはかなり異なっている。銀行が与信を行なうさいには、銀行は、相手が生産過程や流通過程においてどのような活動を行なっているかを調査して、一定期間後の支払がある程度確実に信用できる場合にのみ与信を行なう。具体的な調査方

法としては、たとえば、相手の貨幣取扱業務を継続的に安く引き受けて相手の一定期間の収支の動向を観察し、その経営状態を把握するなり、相手にとって有利な条件で繰り返し与信を行ない、相手から経営状態についての情報を引き出すような関係を構築するなりなど、多様な方法が考えられる。いずれにしても相手の受信力についての情報は、銀行と諸資本とのある程度の継続的な取引関係を基礎に、銀行が一定の固定的な費用を投下してはじめて得られるような情報である。このように銀行は固定的な費用をかけて諸資本の受信力についての情報を収集する以上、その情報は銀行の内部にいわば秘匿されて外部に開示されにくいとみることができる。

他方、特定の銀行と継続的な取引関係にある資本に対して、他の銀行が改めて調査を行なって与信先の獲得に乗り出すためには、その資本にとってそれまでより有利な条件で、したがって銀行にとってより厳しい条件で信用を与えたいという見込みが他の銀行になければならない。このような見込みは一般的に得られるとはいえないであろう。とすれば、諸資本の受信力についての情報は、諸銀行に分散して所有され、その状態はある程度の期間にわたって維持されるにちがいない。その結果、個々の資本は、自分の受信力についての情報をもつ特定の銀行とある程度の期間にわたって取引せざるをえないことになるであろう。したがって、銀行が一覧払債務による与信を行なうさいに、たとえ支払準備率が100%ではなくてもそれを授受することを要求したとすれば、受信を求める資本は、その要求を受け入れる可能性が高いと考えられるのである。

もっとも、銀行がある資本に対して与信を行なっているという事実は、その資本の受信力が高いということを結果的に示すことになり、その資本に対する他の銀行の与信を誘発することがありうる。しかしこの場合、後から与信を行なう他の銀行は、独自に調査手段を開発して与信を行なっているというよりもむしろ、以前から与信を行なっている銀行の調査能力を信用して与信を行なっている

いったほうがよい。さて、資本の受信力は時間の経過のなかで変動しうるから、その受信力の調査は比較的短い時間の幅で繰り返し行なわれなければならないであろう。そのような調査は、基本的には、固定的な費用を投下し、その資本に対して独自の調査手段を開発している銀行のみがなしうると考えられる。とすれば、独自の調査に基づいて以前からある資本に信用を与えてきた銀行がその与信を継続するかどうかは、他の銀行がその資本に信用を与えるかどうかを左右することになる。したがって、その資本がたとえ複数の銀行から受信しえても、以前から信用取引のある銀行との取引を継続することが、その資本にとっての利益になるわけである。

ただし、諸資本のなかには、信用調査を行なわなくてもその資本の受信力が高いということが広く一般的に知られている資本も存在するであろう。そのような資本であれば、どの銀行からでもいつでも自由に受信しうる可能性が高いから、特定の銀行から受信し続けること自体には必ずしも積極的な利益はない。したがって、受信力の高い資本に対して銀行が与信と引換えにその銀行の一覧払債務を受け取ることを要求したとしても、その要求が満たされるとはかぎらない。諸資本のうち、このように受信力の高い資本の割合は歴史的に変化しうるであろうが、一般的には、その数は限られているように思われる。そして、銀行の一覧払債務をもつ資本の一部に受信力の高い資本がいたとしても、銀行の一覧払債務をもつ資本の大部分が、銀行との継続的な取引を望んで銀行の要求を受け入れ、支払請求を抑制するのであれば、取り付けの危険は抑えられることになる。その場合、受信力の高い資本は、銀行の一覧払債務を受け取ること自体に積極的な利益がなくても、貨幣取扱費用の節約等、取り付けが発生しないということ的前提としたうえでの利益を動力として、銀行の一覧払債務を継続的に受け取るようになると思われるのである。

以上のように銀行の一覧払債務は、受信を求め諸資本に対して銀行の一覧払債務を継続的に授

受することを銀行が要求し、銀行の一覧払債務をもつ資本の大部分が受信の利益を動力にしてその要求に従うかぎり、諸資本のあいだで授受されるのである。したがって銀行が一覧払債務によって与信を行なう基本的な相手は、その銀行からの継続的な受信に依存し、支払請求を抑制するという銀行の要求を受け入れる諸資本であるといつてよい。ただし、この要求はそのような諸資本に対してであっても、常に拘束力をもつわけではない。銀行からの継続的な受信が諸資本にとって利益となるかぎり、この要求が満たされるにすぎない。たとえば、銀行の取得した債権の返済還流が全面的に停滞し、銀行の利潤率が低下して銀行の与信力が低下し、諸資本にとってその銀行から受信することの利益がなくなれば、諸資本は銀行の要求を無視して一覧払債務の支払請求を行なうようになるであろう。銀行の一覧払債務の所有者の行動が、ある時点を超えて反転するのは、それまで諸資本の支払請求を抑えていたこのような銀行の要求が、ある時点以降拘束力を失うからだと思われる。そしてその拘束力を確保するもっとも基本的な要因が、山口氏のいう「銀行券の流通性の実質的根拠」、すなわち、銀行の取得した債権の円滑な返済還流なのである。そのような「実質的根拠」を基礎に銀行が支払請求を意図的に抑えることによって、はじめて一覧債務の貨幣性が確保されるわけである。

<註>

- (1) 大内力氏は、「なぜ手形と異って銀行券は、マルクスのいえば一般流通に入りうるのかといえ、それは期限がない、一覧払の手形だからである。…それ〔銀行券 — 引用者〕は手形のように将来の支払能力を基礎にするものでなく、まさにそのときどきの、現在の支払能力を基礎にしている。それゆえに、それが疑われるような事態が現実化しない以上、むしろそれは無期限に信用貨幣として機能する性質を与えられるのである」(大内[1978]156頁)と述べている。すなわち大内氏は、銀行券の貨幣性の根拠を一覧払という形式に求めているわけである。大内氏

は「疑われるような事態」として「恐慌が切迫し、銀行の基礎そのものが疑われているばあい」（同上）を念頭に置いているのであるが、ではなぜ恐慌が切迫しなければ、「疑われるような事態が現実化しない」のであろうか。支払準備率が100%でなければ、すべての銀行券所有者が兌換請求を行なった場合に「現在の支払能力」では対応できないのであり、「現在の支払能力」だけに基づいて銀行券が授受されるとすれば、いつでも「疑われるような事態が現実化」しうるように思われる。

- (2) 銀行券の導出の仕方は、山口[1961]、山口[1971]、山口[1985]の間に若干の相違がある。形式的な面にのみ注目すれば、理論的な展開の順序は、山口[1961]では、銀行手形—銀行券—預金（預金の位置は必ずしも明瞭ではない）、山口[1971]では、銀行手形—出納預金—利子付き預金—銀行券、山口[1985]では、銀行手形—銀行券—出納預金—利子付き預金、となっている。宮澤[1996]では、銀行手形と銀行券の間に断絶を認め、銀行券の発行の前提として貨幣取扱業務の展開を説く見解として楊枝[1988]を取り上げたが、すでに山口[1971]において同様の方法が提起されているといつてよい。その点で宮澤[1996]の研究史の整理の仕方は必ずしも適切ではなかったように思われる。なお、一覧払債務の流通根拠についての山口[1985]の説明は、山口[1961]および山口[1971]をふまえつつ、銀行手形と銀行券の共通性に焦点を当てたものとなっているように理解されるので、本稿では山口[1961]および山口[1971]を取り上げた。
- (3) マルクスは、「銀行が信用と資本とを創造する」方法の一つとして、「21日までの有効期間をもっているが振出と同時に現金で支払ってもらえるロンドンあての手形を振り出すこと」（Marx[1964] S.558）をあげているが、このような手形であれば滞留期間が問題になる。この種の手形は、随時請求可能という意味での一覧払債務の性格をすでにある程度もっているといえよう。
- (4) ヒックスは、銀行が取り付けから自らを保護するための方法として、第一に、「大数の法則」を利用すること、第二に、手形や証券を販売すること、第三に、他の銀行から借り入れること、の三つをあげ、

第二の方法が銀行の経営にとって中心的であると述べている（cf. ヒックス[1993] 68-69頁）。取り付けが発生してしまった場合の銀行の対応策としては、ヒックスのいう第二、あるいは第三の方法が主要なものであろうが、銀行は事前にできるかぎり取り付けを回避する行動をとるはずである。

- (5) 宮澤[1996]では、銀行の一覧払債務の流通根拠は銀行に定期預金をもつ経済主体が銀行の存続に利益を見出して一覧払債務の支払請求を抑制することにあると論じた。しかしそれは一覧払債務の積極的な流通根拠にはなりえないように思われる。なぜなら、定期預金の回収という利益も、取り付けが発生せずに一覧払債務が授受されることの結果として生ずる利益にすぎず、取り付けの発生確率が高まれば、定期預金をもつ資本であってもその回収に見切りをつけて一覧払債務の支払請求を行なうことになると考えられるからである。また、一覧払債務の流通性が、もっぱら定期預金を回収するということに基づいているとすれば、一覧払債務の発行によって定期預金の危険性が高まり、定期預金を繰り返し集めることが困難になるであろう。一覧払債務の流通根拠についての宮澤[1996]の主張は、本稿第三節のように訂正したい。

<引用文献>

- 大内 力 [1978]『信用と銀行資本』 東京大学出版会
 ヒックス, J. R. [1993]『貨幣と市場経済』花輪俊哉・小川英治訳, 東洋経済新報社 (*A Market Theory of Money*, Oxford University Press, 1989)
 宮澤和敏 [1996]「現代信用論の展開 — 一覧払債務の流通根拠をめぐって」
 『月刊フォーラム』 1996年8月号
 山口重克 [1961]「商業信用と銀行信用」鈴木鴻一郎編『信用論研究』法政大学出版局 所収 (山口[1984] 所収)
 山口重克 [1971]「金融の原理的機構」山口他『現代金融の理論』時潮社 所収 (山口[1984]所収)
 山口重克 [1984]『金融機構の理論』東京大学出版会
 山口重克 [1985]『経済原論講義』東京大学出版会
 楊枝嗣朗 [1988]『貨幣・信用・中央銀行』同文館

渡辺裕一[1992]「信用創造論の方法 — 預金設定による信用創造の理論的意義」山口重克編『市場システムの理論』御茶の水書房

Marx,K. [1964] *Das Kapital*, Band III , Dietz Verlag (マルクス『資本論』第三卷, 岡崎次郎訳, 大月書店, 頁数は原文の頁数のみ)